

障害福祉サービス事業者
各法人代表者 各事業所・施設長 様

北九州市保健福祉局
障害福祉部長 戸島 光義

サービス等利用計画、障害児支援利用計画及びセルフプランの 今後の取り扱いについて（通知）

平素から、本市の障害福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

ご承知のとおり、平成 27 年 4 月以降の障害福祉サービス利用等の新規・更新の支給決定にあたっては、原則全ての対象者にサービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成が必要となりました。

このため、本市では、平成 27 年 2 月 25 日付通知におきまして、全事業所宛てに、計画相談支援等におけるサービス等利用計画等及びセルフプラン作成のための利用者への支援について平成 28 年 3 月までの暫定的取り扱いをお願いしたところでございます。

皆様のご協力により、平成 27 年 9 月末時点での計画作成率は、サービス等利用計画、障害児支援利用計画及びセルフプランを含め 93.6%となり順調に推移しております。

そこで、現在の状況等からサービス等利用計画、障害児支援利用計画及びセルフプランの今後の取り扱いについて、別紙のとおり取りまとめましたのでご連絡します。

つきましては、従業者の皆様に対して周知していただくとともに、引き続き利用者への支援等、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

- 1 サービス等利用計画、障害児支援利用計画及びセルフプランの今後の取り扱いについて
別紙のとおり

【問い合わせ先】

〒803-8501

北九州市小倉北区内 1 番 1 号

北九州市保健福祉局障害福祉部障害福祉課

計画相談担当：有永、木村 電話：093-582-2424

サービス等利用計画、障害児支援利用計画及びセルフプランの 今後の取り扱いについて

1 今後の取り扱いについて

今後は、区役所から利用者へのサービス等利用計画、セルフプランの提出依頼について以下のとおりとします。

(1) サービス等利用計画、障害児支援利用計画の提出について

障害福祉サービス利用等の新規・変更等の支給決定にあたっては、サービス等利用計画、障害児支援利用計画の提出を依頼する。

(2) セルフプランの提出について

本人が希望する場合や相談支援事業所が見つからない場合には、セルフプランの提出を依頼する。

(3) 既にセルフプランを提出している人に対する対応について

更新の際までに、サービス等利用計画等への移行を促す。

しかしながら、更新の際に、本人が希望する場合や相談支援事業所が見つからない場合には、セルフプランの提出を依頼する。

2 事業所のみなさまにご協力をお願いしたいこと

利用者に計画相談については、上記1の(1)のとおり、サービス等利用計画、障害児支援利用計画の提出が原則である旨の説明をお願いします。

そのうえで、本人が希望する場合等の理由でセルフプランを提出される方については、平成28年3月31日までの間は、平成27年2月25日付通知にて依頼したとおりで、平成28年4月1日以降については、下記のとおり一部依頼内容を簡略化します。

	平成28年3月31日まで (平成27年2月25日付通知)	平成28年4月1日以降
セルフプラン作成支援及び提出	○	セルフプランの作成支援のみ(提出は利用者)
セルフプラン作成支援が困難な場合の個別支援計画(写)の提出	○	×
提出時期	セルフプラン:有効期限の2ヶ月前 個別支援計画(写):平成27年4月末(提出済)	セルフプラン:通常どおり(申請に併せて) 個別支援計画(写):×(必要なし)

セルフプランの作成に関して、**利用者やご家族から相談があった際には、引き続き支援をお願いいたします。**